

# 公立大学法人福井県立大学 定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 役員等
  - 第1節 役員および職員（第8条－第14条）
  - 第2節 理事会（第15条－第17条）
- 第3章 審議機関
  - 第1節 経営審議会（第18条－第20条）
  - 第2節 教育研究審議会（第21条－第23条）
- 第4章 業務の範囲およびその執行（第24条・第25条）
- 第5章 資本金等（第26条・第27条）
- 第6章 雑則（第28条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この公立大学法人は、時代の進展に即応した魅力ある学術文化の拠点として、広い視野に立った高度の専門的知識・技術を身に付けた、創造力と実行力に富む人間性豊かな人材を養成するとともに、先端的な特色ある研究を推進し、その学術情報を社会へ開放することにより、福井県はもとより、我が国と世界の福祉の向上に寄与するため、大学を設置し、および管理することを目的とする。

### （名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）と称する。

### （大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、福井県立大学（第18条第2項第4号を除き、以下「大学」という。）を福井県吉田郡永平寺町に設置する。

### （設立団体）

第4条 法人の設立団体は、福井県とする。

### （事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島第4号1番地1に置く。

### （特定地方独立行政法人または特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

### （公告の方法）

第7条 法人の公告は、福井県報への登載またはインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事由により登載等ができないときは、

法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

## 第2章 役員等

### 第1節 役員および職員

(役員の数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内および監事2人を置く。

(役員の職務および権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第15条第1項に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 理事は、理事長および副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、あらかじめ理事長が定めた順序により、理事長および副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長および副理事長が欠けたときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長または福井県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長および監事の任命)

第10条 理事長および監事は、知事が任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。

(1) 第18条第2項第3号および第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第21条第2項第2号、第4号および第5号に掲げる者（理事を兼ねる者を除く。）の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

6 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

7 議長は、選考会議を主宰する。

8 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事の任命等)

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員または職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 理事長は、理事のうちから、法人の事務局長（以下「事務局長」という。）を任命するものとする。

（役員任期）

第13条 理事長の任期は、3年とする。

2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程（以下「規程」という。）により定める学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、3年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が最初の任命の際現に法人の役員または職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員または職員でない者とみなす。

（職員任命等）

第14条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務および任命その他職員に関する事項については、規程で定める。

## 第2節 理事会

（設置および構成）

第15条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長および理事をもって構成する。

（招集および議事）

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、理事会を主宰する。

5 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

（理事会の議を必要とする事項）

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）および年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に関する事項

- (2) 法により知事の認可または承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
- (4) 大学の学部、学科その他の重要な組織の設置または廃止に関する事項
- (5) 職員の人事および評価に関する事項
- (6) その他理事会が定める重要事項

### 第3章 審議機関

#### 第1節 経営審議会

##### (設置および構成)

第18条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、理事長が任命するもの

3 前項第4号に掲げる委員（以下この条において「学外委員」という。）の任期は、2年とする。

4 補欠の学外委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学外委員は、再任されることができる。

##### (招集および議事)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見および年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により知事の認可または承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定または改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
- (5) 大学の学部、学科その他の重要な組織の設置または廃止に関する事項

- (6) 職員の人事および評価の方針に関する事項
- (7) 研究費の配分の方針に関する事項
- (8) 組織および運営の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
- (9) その他法人の経営に関する重要事項

2 経営審議会は、前項各号に掲げる事項の審議に当たっては、大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

## 第2節 教育研究審議会

(設置および構成)

第21条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 大学の副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 前項第5号に掲げる委員（以下この条において「指名委員」という。）の任期は、2年とする。

4 補欠の指名委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 指名委員は、再任されることができる。

(招集および議事)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見および年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により知事の認可または承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定または改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

- (6) 学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事および評価に関する事項（第20条第1項第6号に係るものを除く。）
- (8) 研究費の配分に関する事項（第20条第1項第7号に係るものを除く。）
- (9) 教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲およびその執行

##### (業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択および心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、またはこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における研究の成果を普及し、およびその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

##### (業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第5章 資本金等

##### (資本金)

第26条 法人の資本金については、別表第1および別表第2に掲げる資産を福井県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として福井県が評価した価額の合計額とする。

##### (解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を福井県に帰属させる。

#### 第6章 雑則

##### (委任)

第28条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款および業務方法書に定めるもののほか、規程で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。  
(学長の任命に関する特例)
- 2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 4 前項に規定する副理事長の任期は、第13条第2項の規定にかかわらず、3年とする。  
(教育研究審議会の委員に関する特例)
- 5 大学の設置後最初の教育研究審議会の委員は、第21条第2項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに掲げる者をもって充てる。

附 則

この定款は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年9月20日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年9月27日から施行する。

別表第1 (第26条関係)

資産の種別	所在地	地目	面積 (㎡)
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原1番1	学校用地	48,192.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原1番2	学校用地	2,290.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原1番8	学校用地	2,397.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原1番9	学校用地	2,439.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原65番2	学校用地	14,217.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原65番6	学校用地	4.70
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原72番1	田	1,665.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原86番	学校用地	759.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原87番	学校用地	228.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原88番2	学校用地	2,097.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番1	学校用地	100.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番2	学校用地	50.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番3	学校用地	100.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番6	学校用地	200.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番10	学校用地	390.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番11	学校用地	100.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番13	学校用地	228.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原90番	学校用地	625.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原92番	学校用地	8,765.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原97番2	学校用地	529.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原98番1	学校用地	305.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原98番2	学校用地	1,493.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原102番2	学校用地	8,427.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原115番2	学校用地	979.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原117番2	学校用地	1,047.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原118番2	学校用地	226.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原119番1	学校用地	1,082.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原119番2	学校用地	20.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原120番	学校用地	299.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原121番	学校用地	229.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島7番2	学校用地	82.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島16番2	学校用地	1,645.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島16番3	学校用地	1,108.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島16番4	学校用地	252.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島16番5	学校用地	74.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島8字起割25番2	学校用地	27.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割44番2	学校用地	795.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割46番1	学校用地	6,573.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割61番2	学校用地	5,926.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割66番2	学校用地	842.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割68番	学校用地	431.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割69番	学校用地	58.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割70番2	学校用地	530.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割77番2	学校用地	161.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割78番	学校用地	132.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島12字松河原6番2	学校用地	8,398.89
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島12字松河原16番2	学校用地	522.56
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島12字松河原17番	学校用地	193.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島12字松河原18番2	学校用地	163.00



土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 12 字松河原 19 番	学校用地	58.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番 2	学校用地	3,145.95
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番 3	学校用地	1,285.64
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番 4	学校用地	262.28
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番 8	学校用地	49.85
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番 2	学校用地	27,473.09
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 15 字北大原 2 番 2	学校用地	4,172.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 16 字東大原 20 番 1	学校用地	1,800.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 17 字道ノ勢 6 番 2	学校用地	1.77
土地	吉田郡永平寺町松岡渡新田 9 字宅地 53 番 1	学校用地	8,363.00
土地	吉田郡永平寺町松岡渡新田 9 字宅地 56 番 3	田	2,075.00
土地	吉田郡永平寺町松岡渡新田 9 字宅地 71 番 2	学校用地	215.00
土地	吉田郡永平寺町松岡渡新田 9 字宅地 73 番	学校用地	288.00
土地	小浜市学園町 1 番 1	雑種地	50,000.00
土地	あわら市二面 58 字北東埜 1 番	学校用地	22,617.05
土地	あわら市二面 59 字新開 1 番	学校用地	6,978.85
土地	あわら市二面 59 字新開 63 番	学校用地	11,029.86
土地	あわら市二面 81 字大判 1 番	学校用地	16,188.81
土地	あわら市二面 81 字大判 64 番	学校用地	531.51
土地	あわら市二面 82 字新開 1 番	学校用地	15,779.37
土地	あわら市二面 88 字北中埜 1 番 1	学校用地	42,724.80
土地	あわら市二面 88 字北中埜 1 番 2	学校用地	337.00
土地	あわら市牛山 38 字梶山 1 番 1	学校用地	13,395.70
土地	あわら市牛山 38 字梶山 21 番	学校用地	13,068.75
土地	あわら市牛山 38 字梶山 28 番	学校用地	8,499.76
土地	あわら市牛山 39 字北梶山 23 番	学校用地	5,273.26
土地	あわら市波松 48 字下一ノ谷 1 番	学校用地	23.54
土地	あわら市波松 48 字下一ノ谷 2 番	学校用地	15,137.76
土地	あわら市波松 48 字下一ノ谷 70 番	学校用地	15.93
土地	あわら市波松 49 字中一ノ谷 1 番	学校用地	3,761.49
土地	あわら市波松 49 字中一ノ谷 10 番	学校用地	877.35
土地	あわら市波松 50 字上一ノ谷 1 番	学校用地	6,912.81
土地	あわら市波松 51 字上北一ノ谷 1 番	学校用地	781.82
土地	あわら市波松 51 字上北一ノ谷 7 番	池沼	1,164.75
土地	あわら市北潟 78 字一ノ谷 15 番	学校用地	2,641.89
土地	あわら市北潟 78 字一ノ谷 19 番 1	学校用地	250.16
土地	あわら市北潟 78 字一ノ谷 19 番 2	田	281.65
土地	あわら市北潟 241 字春日山 9 番 3	学校用地	2,328.19
土地	小浜市堅海 49 号前田 8 番 6	宅地	5.53
土地	小浜市堅海 49 号前田 14 番 7	宅地	77.08
土地	小浜市堅海 49 号前田 14 番 9	宅地	2,559.00
土地	小浜市堅海 49 号前田 32 番 2	宅地	53.57
土地	小浜市泊 19 号前田 1 番 5	宅地	2,054.44
土地	小浜市仏谷 45 号前田 1 番 2	宅地	35.71
土地	福井市三郎丸 1 丁目 1301 番	宅地	4,080.06
土地	福井市三郎丸 1 丁目 1302 番	宅地	890.62
土地	福井市河増町 29 字漆原 5 番 2	雑種地	4,331.50
土地	小浜市一番町 14 号東広浜 1 番 1	宅地	1,762.02
土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 1 番	原野	284.00
土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 2 番	原野	62.00
土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 3 番 2	原野	89.00

土地	小浜市福谷 17号小水ヶ谷 10番 10	山林	190.00
土地	小浜市福谷 17号小水ヶ谷 10番 11	山林	69.00
土地	小浜市福谷 17号小水ヶ谷 14番	宅地	52.80
土地	小浜市福谷 17号小水ヶ谷 15番	雑種地	20.00
土地	小浜市福谷 25号水ヶ谷 1番 1	原野	44.00
土地	小浜市福谷 25号水ヶ谷 1番 5	原野	56.00
土地	小浜市福谷 25号水ヶ谷 3番 2	原野	15.00
土地	小浜市福谷 25号水ヶ谷 5番 8	原野	31.00
土地	小浜市福谷 25号水ヶ谷 11番 1	原野	6.60
土地	小浜市福谷 25号水ヶ谷 12番	原野	95.00
土地	小浜市福谷 25号水ヶ谷 13番 2	山林	2,868.00

別表第2 (第26条関係)

資産の種別	施設名称	所在地	構造	延床面積 (m <sup>2</sup> )
建物	共通講義棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 1番地 1	鉄筋コンクリート造 2階建	7,121.41
建物	経済学部棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 1番地 1	鉄骨造 10階建	5,149.66
建物	経済学部棟機械室	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 1番地 1	鉄筋コンクリート造 平家建	74.75
建物	生物資源学部棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 1番地 1	鉄筋コンクリート造 6階建	4,876.52
建物	生物資源学部棟機械室	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 1番地 1	鉄筋コンクリート造 平家建	19.53
建物	情報センター	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 1番地 1、1番地 2、92番地、97番地 2、98番地 1、98番地 2、119番地 1	鉄筋コンクリート造 2階建	3,643.86
建物	エネルギーセンター	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 1番地 1	鉄筋コンクリート造 平家建	581.10
建物	看護福祉学部棟(旧館)	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 1番地 1	鉄筋コンクリート造 5階建	3,839.58
建物	看護福祉学部棟(新館)	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 1番地 1	鉄筋コンクリート造 5階建	1,801.57
建物	体育館	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 88番地 1、85番地、86番地、87番地、89番地 9、89番地 10、89番地 11、89番地 12、90番地、91番地、92番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 11字芳割 46番地 1、47番地 1	鉄筋コンクリート造 2階建	2,596.43
建物	部室 1	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4字西大原 88番地 1、85番地、86番地、87番地、89番地 9、89番地 10、89番地 11、89番地 12、90番地、91番地、92番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 11字芳割 46番地 1、47番地 1	鉄筋コンクリート造 平家建	190.08

建物	部室 2	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 1、85 番地、86 番地、87 番地、89 番地 9、89 番地 10、89 番地 11、89 番地 12、90 番地、91 番地、92 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 11 字芳割 46 番地 1、47 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	172.80
建物	屋外体育器具庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 1、85 番地、86 番地、87 番地、89 番地 9、89 番地 10、89 番地 11、89 番地 12、90 番地、91 番地、92 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 11 字芳割 46 番地 1、47 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	24.32
建物	学生会館	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 2、85 番地、86 番地、87 番地、88 番地 1、89 番地 6、89 番地 7、89 番地 8、89 番地 9、90 番地、91 番地、92 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,466.75
建物	学生会館機械室	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 2、85 番地、86 番地、87 番地、88 番地 1、89 番地 6、89 番地 7、89 番地 8、89 番地 9、90 番地、91 番地、92 番地	鉄筋コンクリート造平家建	42.10
建物	学生会館倉庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 2、85 番地、86 番地、87 番地、88 番地 1、89 番地 6、89 番地 7、89 番地 8、89 番地 9、90 番地、91 番地、92 番地	鉄筋コンクリート造平家建	23.04
建物	実験研究場作業棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	287.32
建物	実験研究場動植物棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	304.46
建物	実験研究場微生物棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	302.22
建物	実験研究場小動物飼育室	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	125.55
建物	実験研究場温室 A	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	実験研究場温室 B	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	実験研究場温室 C	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	実験研究場温室 D	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77

建物	実験研究場温室 E	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	実験研究場温室 F	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	交流センター	吉田郡永平寺町松岡兼定島 11 字芳割 45 番地、44 番地 2、66 番地 2、68 番地、77 番地 2、78 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 12 字松河原 6 番地 2、17 番地、18 番地 2、19 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 85 番地	鉄筋コンクリート造 3 階建	3,597.56
建物	管理棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番地 2 吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番地 2	鉄筋コンクリート造 3 階建	1,854.33
建物	倉庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番地 2 吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番地 2	鉄筋コンクリート造平家建	99.28
建物	集塵庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番地 2 吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番地 2	鉄筋コンクリート造平家建	14.44
建物	車庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番地 2	鉄筋コンクリート造平家建	115.50
建物	体育館	小浜市学園町 1 番地 1	鉄骨・鉄筋コンクリート造 2 階建	1,592.12
建物	海洋生物資源学科棟	小浜市学園町 1 番地 1	鉄筋コンクリート造 8 階建	6,632.63
建物	交流センター	小浜市学園町 1 番地 1	鉄筋コンクリート造 4 階建	3,111.20
建物	海洋環境工学実験棟	小浜市学園町 1 番地 1	鉄骨造 2 階建	682.79
建物	作業室 1	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄筋コンクリート造平家建	239.97
建物	培養土混合貯蔵舎	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	155.70
建物	育苗温室	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	297.00
建物	栽培温室 1	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	249.75
建物	栽培温室 2	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	249.75
建物	栽培温室 3	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	249.75
建物	機械格納庫	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	291.27
建物	資材庫	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	87.06
建物	作業機械格納庫	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	93.84
建物	育苗準備室	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	94.25
建物	作業室 2	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	142.17
建物	堆肥舎	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄筋コンクリート造平家建	187.50
建物	管理研究棟	あわら市二面 88 字北中埜 1 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,033.77
建物	創造農学科教育棟	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地 あわら市二面 81 字大判 1 番地、64 番地	木造平家建	684.16

建物	研究棟	小浜市泊 19 号前田 1 番地 5、1 番地 5 先 小浜市堅海 49 号前田 14 番地 9、32 番地 2 小浜市仏谷 45 号前田 1 番地 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,687.51
建物	飼育実験棟	小浜市泊 19 号前田 1 番地 5、1 番地 5 先 小浜市堅海 49 号前田 14 番地 9、32 番地 2 小浜市仏谷 45 号前田 1 番地 2	鉄骨造平家建	787.50
建物	車庫	小浜市泊 19 号前田 1 番地 5、1 番地 5 先 小浜市堅海 49 号前田 14 番地 9、32 番地 2 小浜市仏谷 45 号前田 1 番地 2	鉄骨造平家建	47.05
建物	兼定島公舎 A 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	589.66
建物	兼定島公舎 A 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	木造平家建	19.20
建物	兼定島公舎 B 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	589.66
建物	兼定島公舎 B 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	木造平家建	25.60
建物	兼定島公舎 B 棟倉庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	鉄筋コンクリート造平家建	4.80
建物	兼定島公舎 C 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	654.42
建物	兼定島公舎 C 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	木造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 C 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	木造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 D 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 1、9 番地 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	592.16
建物	兼定島公舎 D 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 1、9 番地 2	鉄筋コンクリート造平家建	25.60
建物	兼定島公舎 E 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 2、9 番地 3、9 番地 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	654.42
建物	兼定島公舎 E 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 2、9 番地 3、9 番地 4	鉄筋コンクリート造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 E 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 2、9 番地 3、9 番地 4	鉄筋コンクリート造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 F 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	654.42
建物	兼定島公舎 F 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 4	鉄筋コンクリート造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 F 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 4	鉄筋コンクリート造平家建	12.80
建物	三郎丸公舎 A 棟	福井市三郎丸 1 丁目 1301 番地	鉄筋コンクリート造 3 階建	2,023.62
建物	三郎丸公舎 A 棟物置	福井市三郎丸 1 丁目 1301 番地	コンクリートブロック造平家建	55.30

建物	三郎丸公舎B棟	福井市三郎丸1丁目1302番地	鉄筋コンクリート造2階建	372.55
建物	河増公舎A棟	福井市河増町29字漆原5番地2	鉄筋コンクリート造5階建	1,220.10
建物	河増公舎A棟物置	福井市河増町29字漆原5番地2	木造平家建	60.80
建物	河増公舎A棟倉庫	福井市河増町29字漆原5番地2	コンクリートブロック造平家建	5.73
建物	河増公舎B棟	福井市河増町29字漆原5番地2	鉄筋コンクリート造5階建	1,822.98
建物	河増公舎B棟物置	福井市河増町29字漆原5番地2	木造平家建	91.20
建物	河増公舎B棟倉庫	福井市河増町29字漆原5番地2	コンクリートブロック造平家建	5.73
建物	雲浜公舎A棟	小浜市一番町14号1番地1	鉄筋コンクリート造3階建	766.19
建物	雲浜公舎B棟	小浜市一番町14号1番地1	鉄筋コンクリート造3階建	609.63
建物	福谷公舎	小浜市福谷25号13番地2	鉄筋コンクリート造4階建	888.73
建物	福谷公舎車庫	小浜市福谷25号13番地2	鉄筋コンクリート造平家建	17.60